

警察庁丙生企発第 30 号
防人育第 7 0 8 5 号
令和 7 年 3 月 2 8 日

一般社団法人全国警備業協会 会長 殿

警察庁生活安全局長
防衛省人事教育局長
(公印省略)

人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携
に関する申合せの一層の強化について（依頼）

昨年末に策定された、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において、自衛官が安んじて国防の任務に精励することができる、これまで以上に充実した生涯設計の確立のため、退職する自衛官が自衛隊で培った知識・技能・経験を活かすことができる環境を整えることとされ、具体的には、退職する自衛官のより円滑な再就職や再就職賃金の充実などを実現すべく、関係省庁と防衛省が連携して幅広い業界などに対し、退職自衛官の活用等についての働きかけを行い、再就職先の拡充を図ることが明記されました。

令和 5 年 1 2 月、一般社団法人全国警備業協会と防衛省との間で、警備業と自衛隊の人材確保の取組について連携することを申し合わせたところですが、今般策定された基本方針の趣旨も踏まえ、さらに双方にとって有益な取組を行うことでより良い効果が生まれるよう、本申合せにおける各種取組の一層の促進・強化への御配慮をよろしくお願いいたします。

貴殿におかれましては、加盟事業者の皆様へ御周知いただき、自衛隊地方協力本部等との、これまで以上の緊密な連携をよろしくお願いいたします。

なお、本依頼の内容については、防衛省より、自衛隊地方協力本部等に対して、別途通知予定であることを申し添えます。

添付資料：人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携に関する申合せ（令和 5 年 1 2 月 2 2 日）

令和5年12月22日
全警協発第236号
防人育第2049号

甲 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
一般社団法人
全国警備業協会会長 中山 泰 男
(公印省略)

乙 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省人事教育局長 三 貝 哲
(公印省略)

人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携
に関する申合せ

一般社団法人全国警備業協会（以下「甲」という。）と防衛省（以下「乙」という。）は、警備業と自衛隊の人材確保の取組（以下「人材確保の取組」という。）について、双方にとって有益な取組とする観点から、次のとおり連携することを申し合わせる。

第1 連携強化の促進

甲と乙は、甲の会員である都道府県警備業協会と乙の地方組織（自衛隊地方協力本部など自衛官の募集及び退職予定自衛官の再就職支援等を担当する組織をいう。）との間で、第2から第4までに掲げる人材確保の取組について一層の連携強化を促進する。

第2 警備業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組

1 採用に関する広報の積極的な実施

- (1) 甲は、警備業におけるキャリアパス、処遇、福利厚生、警備業に従事している退職自衛官（自衛官であった者をいう。）の活躍事例を示すなど、退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行う。
- (2) 乙は、甲が行う前号の活動に必要な協力を行う。

2 採用活動等における退職自衛官の積極的な活用

- (1) 甲は、退職予定自衛官の採用に向けた活動を行う際に、警備業に従事している退職自衛官を活用した求人活動等を行う。
- (2) 乙は、甲が行う前号の求人活動等に必要な協力を行う。

3 早期離職防止のための取組の実施

甲と乙は、退職予定自衛官の再就職以降の早期離職を防止する観点から、甲と乙が協力して積極的なインターンシップの機会を設定し、退職予定自衛官にインターンシップの活用を促す。

4 職業訓練等の充実

- (1) 乙は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、警備業に再就職する際に有用な資格の取得に向けた必要な検討及び取組を行う。
- (2) 甲は、乙が行う前号の検討及び取組について必要な協力を行う。

第3 自衛隊における人材確保の取組

- (1) 乙は、甲に対し、自衛官等の採用に関する情報を提供する。
- (2) 甲は、自衛官等を志望する者などに関する情報を得た場合は、乙の地方組織に当該情報を提供するなど、乙の行う自衛官等の募集に関する取組に可能な範囲で協力するものとする。

第4 予備自衛官等制度に関する取組

- (1) 甲は、乙の行う予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度の周知及び募集等の活動に必要な協力を行う。
- (2) 甲は、警備業において予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補たる従業員を雇用している場合、当該従業員が訓練等に出頭しやすい環境の構築に努める。
- (3) 乙は、甲が行う前各号の取組に必要な協力を行う。

第5 その他

本申合せは、令和5年12月22日から実施する。

本申合せに定めのない事項又は本申合せの実施に疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して処理するものとする。